

平成 28 年 10 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の留意事項等の一部改正について

本年 10 月 1 日実施の柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定につきましては、平成 28 年 9 月 30 日付け（保 156）「柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定について」にてご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課長より、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の留意事項等を別添のとおり一部改正し、10 月 1 日以降の施術分から適用となる旨、通知が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

[添付資料]

1. 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正について
(平 28. 9. 30 保発 0930 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について
(平 28. 9. 30 保発 0930 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

保医発0930第3号
平成28年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

標記については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）により取り扱っているところであるが、今般、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるようご配慮願いたい。

記

別紙の第3の6を次のとおり改める。

- 6 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではないこと。

○「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」新旧対照表

新	旧
<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則（略）</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料（略）</p> <p>第3 往療料 1～5 （略）</p> <p>6 <u>同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではないこと。</u></p> <p>7～10 （略）</p> <p>第4 再検料（略）</p> <p>第5 その他の施術料（略）</p> <p>第6 施術録について（略）</p> <p>第7 一部負担金（略）</p>	<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則（略）</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料（略）</p> <p>第3 往療料 1～5 （略）</p> <p>6 <u>同一家屋内の2人目以降の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。</u></p> <p>7～10 （略）</p> <p>第4 再検料（略）</p> <p>第5 その他の施術料（略）</p> <p>第6 施術録について（略）</p> <p>第7 一部負担金（略）</p>

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

標記については、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1関係

(1) 第6章2を次のとおり改める。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(2) 第6章6を次のとおり改める。

6 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

2 別添2関係

(1) 第5章2を次のとおり改める。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う

場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要なと認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(2) 第5章7を次のとおり改める。

- 7 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
<p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 初検料 (略)</p> <p>第5章 施術料 (略)</p> <p>第6章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合<u>(定期的・計画的に行う場合を含む。)</u>に支給できること。<u>治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)</u>に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、<u>別々に</u></p>	<p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 初検料 (略)</p> <p>第5章 施術料 (略)</p> <p>第6章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に<u>支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>同一家屋内(介護老人福祉施設等の施設を含む。)</u>で複数の患者が施術をうけた場合の往療料は<u>別々に支給できないこと。</u></p>

支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

7・8 (略)

第7章 施術録 (略)

第8章 支給事務手続き (略)

7・8 (略)

第7章 施術録 (略)

第8章 支給事務手続き (略)

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
<p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 施術料 (略)</p> <p>第5章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>往療料は、治療上真に必要なと認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要なと認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。</u></p>	<p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 施術料 (略)</p> <p>第5章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>往療料は、治療上真に必要なと認められる場合に支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>同一家屋内(介護老人福祉施設等の施設を含む。)で複数の患者が施術をうけた場合の往療料は、別々に支給できないこと。</u></p>

8 (略)

第6章 施術録 (略)

第7章 支給事務手続き (略)

8 (略)

第6章 施術録 (略)

第7章 支給事務手続き (略)